

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2020年6月22日

**【発行者名】** ブラックロック・ジャパン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 井澤 吉幸

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

**【事務連絡者氏名】** 猪浦 純子

**【電話番号】** 03 - 6703 - 7940

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】** iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】** 10兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 名 称 株式会社東京証券取引所  
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」といいます。）について、ベンチマーク名称を変更しますので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。  
<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は、原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

## 2【訂正の内容】

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、iSTOXX ファクトセット オートメーション アンド ロボティクス インデックス（TTM、円換算）（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

委託会社は10兆円を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

ファンドの特色

（省略）

## 商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。  
なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

商品分類表

| 単字型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉)          | 独立区分 | 補足分類    |
|---------|--------|----------------------------|------|---------|
| 単字型投信   | 国内     | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産 | MMF  | インデックス型 |
| 追加型投信   | 海外     | 資産複合                       | MRF  | 特殊型     |
|         | 内外     |                            | ETF  |         |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|--------|------|--------|-------|----------|
|--------|------|--------|-------|----------|

|  |   |  |              |                                |
|--|---|--|--------------|--------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>不動産投信<br>その他資産<br>( E T F )<br>資産複合<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回<br>(隔月)<br>年12回<br>(毎月)<br>日々<br>その他 | グローバル<br>(日本を含む)<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>(中東)<br>エマージング | あり<br><br>なし | 日経225<br><br>TOPIX<br><br>その他* |
|--|---|--|--------------|--------------------------------|

\* i S T O X X ファクトセット オートメーション アンド ロボティクス インデックス (TTM、円換算)

### [ 商品分類における定義 ]

| 項目                | 該当する商品分類 | 内容   |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・追加型           | 追加型投信    | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。   |
| 投資対象地域            | 内外       | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                       |
| 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 株式       | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
| 独立区分              | E T F    | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類              | インデックス型  | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。   |

### [ 属性区分における定義 ]

| 項目               | 該当する属性区分                    | 内容  |
|------------------|-----------------------------|---|
| 投資対象資産           | 株式・一般<br>その他資産<br>( E T F ) | 目論見書または投資信託約款において、大型株属性または中小型株属性に当てはまらないすべてのものをいいます。<br>目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。ただし、当ファンドは、主としてE T Fに投資します。 |
| 決算頻度             | 年2回                         | 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。  |
| 投資対象地域           | グローバル<br>(日本を含む)            | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
| 為替ヘッジによる<br>属性区分 | 為替ヘッジなし                     | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいいます。                           |
| 対象インデックス         | その他                         | 日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいいます。  |

商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

### < 訂正後 >

iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、S T O X X グローバルオートメーション アンド ロボティクス インデックス (TTM、円換算)（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

委託会社は10兆円を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

## ファンドの特色

（省略）

## 商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

### 商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉)          | 独立区分 | 補足分類    |
|---------|--------|----------------------------|------|---------|
| 単位型投信   | 国内     | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産 | MMF  | インデックス型 |
| 追加型投信   | 海外     | 資産複合                       | MRF  | 特殊型     |
|         | 内外     |                            | ETF  |         |

### 属性区分表

| 投資対象資産                                   | 決算頻度                             | 投資対象地域   | 為替ヘッジ        | 対象インデックス                       |
|--|----------------------------------|--|--------------|--------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                  | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回<br>(隔月) | グローバル<br>(日本を含む)<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>(中東)<br>エマージング | あり<br><br>なし | 日経225<br><br>TOPIX<br><br>その他* |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性 | 年12回<br>(毎月)<br>日々<br>その他        |  |              |                                |
| 不動産投信<br>その他資産<br>(ETF)                  |                                  |  |              |                                |
| 資産複合<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |                                  |  |              |                                |

\*STOXX グローバルオートメーション アンド ロボティクス インデックス (TTM、円換算)

## [ 商品分類における定義 ]

| 項目                | 該当する商品分類 | 内容   |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・追加型           | 追加型投信    | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。   |
| 投資対象地域            | 内外       | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                       |
| 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 株式       | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
| 独立区分              | ETF      | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類              | インデックス型  | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。   |

## 〔 属性区分における定義 〕

| 項目               | 該当する属性区分                    | 内容  |
|------------------|-----------------------------|---|
| 投資対象資産           | 株式・一般<br>その他資産<br>( E T F ) | 目論見書または投資信託約款において、大型株属性または中小型株属性に当てはまらないすべてのものをいいます。<br>目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。ただし、当ファンドは、主として E T F に投資します。 |
| 決算頻度             | 年 2 回                       | 目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。  |
| 投資対象地域           | グローバル<br>( 日本を含む )          | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
| 為替ヘッジによる<br>属性区分 | 為替ヘッジなし                     | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいいます。                              |
| 対象インデックス         | その他                         | 日経 2 2 5 および T O P I X に当てはまらない全てのものをいいます。  |

商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

<更新後>

「STOXX グローバルオートメーション アンド ロボティクス インデックス（TTM、円換算）」  
の著作権等について

STOXXリミテッド（以下「STOXX社」）、ドイツ取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、金融商品に関して対象インデックス及び関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、ライセンサーと一切の関係を有していません。

STOXX社、ドイツ取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、以下のことを行うものではありません。

- » 金融商品を支援、推奨、販売又は宣伝すること
- » 金融商品又はその他の証券への投資を勧めること
- » 金融商品についてタイミング、数量若しくは価格について責任若しくは義務を負ったり、又はこれらについての何らかの意思決定を行うこと
- » 金融商品の管理、運営又はマーケティングについて、何らかの責任や義務を負うこと
- » 対象インデックスの決定、組成若しくは計算にあたり、金融商品へのニーズ若しくは金融商品の保有者を考慮すること、又はそのような考慮をすべき義務を負うこと

STOXX社、ドイツ取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、金融商品又はその運用成果に関連して、何ら保証するものではなく、かつ（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。

又、STOXX社は、金融商品の購入者又は他のいかなる第三者との間でも、何ら契約上の関係を有していません。具体的には、

- » STOXX社、ドイツ取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、以下について、何ら明示又は黙示の保証を行うことなく、かつあらゆる責任を否認します。
  - 対象インデックス及びそれに包含されるデータの利用に関連し、金融商品、その保有者又は他のいずれかの者が取得すべき成果
  - 対象インデックス及びそのデータの正確性、適時性及び完全性
  - 対象インデックス及びそのデータの商品性、並びに特定の目的又は使用への適合性
  - 金融商品の運用成果一般
- » STOXX社、ドイツ取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、対象インデックス又はそのデータに関するエラー、遺漏又は中断について、何ら保証するものではなく、かつ一切の責任を負いません。
- » STOXX社、ドイツ取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーは、いかなる状況の下でも、対象インデックス若しくはそのデータにおけるか、若しくは金融商品に一般的に関連するエラー、遺漏若しくは中断の結果として生じる逸失利益又は間接的、懲罰的、特別若しくは結果的な損害若しくは損失について、（過失の有無を問わず）一切の責任を負いません。これは、たとえSTOXX社、ドイツ取引所グループ及び同社のライセンサー、リサーチパートナー又はデータプロバイダーがそうした損失若しくは損害が発生しうることを認識していた場合であっても同様です

当社とSTOXXとの間のライセンス契約は、専ら両者の利益を図るためのものであって、金融商品の保有者又は他いかなる第三者の利益を図るものでもありません。